

綾瀬市後援名義使用承認事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市（以下「市」という。）の後援の名義使用承認に係る事務取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業 文化、芸術又はスポーツの振興その他市民の公共の福祉の向上に寄与する展覧会、講習会、研究会、協議会、集会、催物等をいう。

(2) 後援 市が事業の趣旨に賛同し、奨励の意を表して名義の使用を承認することによって支援することをいう。

(団体等の範囲)

第3条 市の後援は、次の各号のいずれかに該当する団体及び法人（以下「団体等」という。）が主催する事業について行うことができる。

(1) 国、地方公共団体、その他公共団体又は公共的団体

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校

(3) 産業経済、土木、厚生、消防、公共の福祉、文化、芸術、スポーツ等市政の振興を主たる目的とし、おおむね次の条件を備えている団体

ア 役員の住所、身分等が明らかであること。

イ 規約、会則等の定めがあり、団体意思が明らかであること。

ウ 継続的な活動実績を有し、事業遂行能力が十分であると判断されるものであること。

(4) 企業及びその他の営利を目的とする団体にあつては、その事業内容が次条第1項第2号及び第3号に該当する場合

(後援)

第4条 市長は、団体等が行う事業で、次の各号に該当する場合は、その事業に対して後援することができる。

(1) 広く市民を対象とする事業で、特定の会員を対象としない一般公開のものであること。

(2) 専ら事業による利益を得ることを目的とし、又は専ら事業により勧誘活動を目

的とするものでない事業であること。

(3) 入場料、観覧料等が適正な額であること。

(4) 公衆衛生、災害防止等について十分配慮されていること。

2 前項に定める事業に準ずるもので、市長が特に必要であると認める事業についても後援することができる。

(後援を行わない事業)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事業については、後援は行わない。

(1) 特定の政治活動、宗教活動に関係している事業

(2) 専ら事業による利益を得ることを目的とし、又は専ら事業により勧誘活動を目的とした事業

(3) 公序良俗に反し、又は社会的な悪影響を与えるおそれのある事業

(4) その他後援を行うことが不相当と認められる事業

(申請の手続)

第6条 後援の実施に当たっては、事前に主催団体等の代表者（以下「申請者」という。）から次に掲げる書類を添付のうえ、後援名義使用申請書（第1号様式）の提出を受けるものとする。

(1) 団体の規約及び組織の資料。ただし、既に市において、当該関係資料を保有し、又は社会通念上明白な場合は必要としない。

(2) 申請事業に係る経費の収支予算書その他事業実施に伴う必要な資料

(3) その他市長が必要と認める書類

(承認通知等)

第7条 後援を決定したときは、申請者に対して、後援名義使用承認通知書（第2号様式。以下「承認通知書」という。）を交付し、その承認をしないときはその旨を後援名義使用不承認通知書（第3号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前項の承認通知書には、次に掲げる指示又は条件を付することができる。

(1) 事業計画に変更が生じたときは、後援承認事項変更届出書（第4号様式）により、速やかに届け出ること。

(2) 承認通知書の交付後に、綾瀬市の名義を使用すること。

(3) 虚偽の申請により承認を受けたことが判明したときは、当該承認を取り消すことができること、及びこの取消により団体等に損害が生じた場合も、市長は賠償の責を負わないこと。

(4) 事業の開催に関して問題が生じた場合は、団体等の責任において処理しなければならないこと。

(5) その他市長が必要と認めること。

3 第1項の承認通知書の交付までは、いかなる文書、図書等にも市の名義を記載することができない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(承認の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、後援名義使用取消通知書（第5号様式）により申請者に通知し、その承認を取り消すことができる。

(1) 申請と異なる内容であるとき

(2) 関係法令に違反したとき

(3) 後援の承認の決定の際に付した条件に違反したとき

2 承認の取消しにより、団体等が損害を受けた場合においても、市長はその賠償の責を負わない。

3 第1項の規定により承認が取り消された団体に対し、市長は、以後、後援を行わないことができる。

(事業報告書の受理)

第9条 申請者は事業終了後、速やかに事業報告書（第6号様式）を提出するものとする。

(事務主管課等)

第10条 後援の承認事務は、当該事業の主たる担当課等が秘書主管課長に合議の上行うものとする。

2 後援の承認に係る決裁は、当該事業の主たる担当課が重要と判断するものについては部長決裁とし、その他のものについては課長決裁とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に綾瀬市の後援名義使用承認に関する事務処理要領（平成22年9月1日実施）にてなされた後援名義の使用承認は、この要綱によりなされ

た後援名義の使用承認とみなす。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

後援名義使用申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

所在地

団体名

代表者

連絡先

次の事業について、後援の名義使用の承認を受けたいので、関係資料を添えて申請します。

事業の名称	
事業の目的	
事業の内容	
実施期間	年 月 日～ 年 月 日
実施場所	
入場料	無 有（ 円）
対象者及び予定人員	人
添付書類	1 団体の規約・会則 2 会員名簿 3 実施要項 4 収支予算書 5 チラシ・パンフレット等

第2号様式（第7条関係）

後援名義使用承認通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請のあった後援の名義の使用については、次のとおり承認します。

事業の名称	
事業の目的	
事業の内容	
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
実施場所	
入場料	無 有（ 円）
対象者及び予定人員	人
承認条件	<ol style="list-style-type: none">1 申請書の内容に変更があった場合は、直ちに届け出てください。2 後援名義使用承認通知書の交付後に、綾瀬市の名義を使用してください。3 申請書に虚偽があった場合は、その承認を取り消すことがあります。その場合は、申請者が損害を受けても、市長はその賠償の責めを負いません。4 事業の開催に関して問題が生じた場合は、主催者の責任において処理してください。5 事業終了後、速やかに事業報告書を提出してください。

第3号様式（第7条関係）

後援名義使用不承認通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請のあった後援の名義の使用については、次のとおり不承認します。

事業の名称	
不承認の理由	

第4号様式（第7条関係）

後援承認事項変更届出書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

所在地

団体名

代表者

連絡先

年 月 日付で承認のあった事業内容について変更が生じたため届け出ます。

承認年月日		年 月 日	
事業の名称			
変更事項	変更前	変更後	
変更理由			
その他			

第5号様式（第8条関係）

後援名義使用取消通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請については承認をいたしました。が、次の理由により承認を取消しますので通知します。

事業の名称	
取消しの理由	

第6号様式（第9条関係）

事業報告書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

所在地

団体名

代表者

連絡先

綾瀬市の後援名義の使用承認を受けて実施した事業は、次のとおり終了したので報告します。

事業の名称	
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
実施場所	
入場料	無 有（ 円）
参加人員	人
事業の成果等	